

Baycom LTE無線通信サービス料金表

別記

1 LTE無線通信サービスの提供区域等

当社のLTE無線通信サービスの提供区域は、当社営業エリア内を主とします。
なお、設備の整備状況により接続可能なエリアに変更が生じる場合があります。

用語	用語の意味
1新聞紙	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 <p>(1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とてあまねく発売されること</p> <p>(2)発行部数が1の題号について、8、000部以上であること</p>
2放送事業者等	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1項第26号に定める基幹放送事業者及び一般放送事業者
3通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース((1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。を提供することを主な目的とする通信社

<p>3 自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等</p> <p>端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)</p>
--

4 検査等のための端末設備の持込み
契約者は、次の場合には、その自営端末設備(無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。)もしくは自営電気通信設備(無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。)を、当社が指定した期日に当社が指定するLTE無線通信サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。
(1)認証情報の登録等を行うとき。
(2)第32条(自営端末設備の電波法に基づく検査)又は第37条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
(3)電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

<p>5 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者</p> <p>電気通信事業者</p> <p>株式会社ベイ・コミュニケーションズ</p>

附則
(実施期日)
1 この約款は、2018年3月1日から実施します。(一部改訂)
2 この約款実施前に、旧約款の規定により実施した手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
3 この約款実施の際、現に旧約款の規定により提供しているサービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

クレジットカード支払いに関する特約
1 契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2 契約者は、契約者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

通則
(料金の計算方法)
1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。(端数処理)
2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。(料金等の支払い)
3 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するクレジットカード決済により支払うものとし、会社は請求書を発行しないものとし、ただし当社が提供する放送サービス、ケーブルインターネットサービス及びケーブルプラス電話サービスと同時に利用の場合に限り、同一の当社が指定する金融機関等に係る口座振替又はクレジットカード決済により支払うものとし、会社は請求書を発行しないものとし、また、利用料金その他の金融機関等の自動振替、クレジットカードによる支払について、領収書は発行しないものとします。
4 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。(料金)
5 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する消費税等を含む金額とします。(料金等の臨時減免)
6 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費に関する費用を減免することがあります。
7 当社は、料金等の減免を行ったときは、LTE無線通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

<p>別表</p> <p>第1表 LTE無線通信サービスに関する料金</p> <p>1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <p>基本使用料の適用については、第44条(基本使用料の支払義務)によるほか、次のとおりとします。</p>	<table> <tbody><tr> <td> <p>2 料金額</p> <p>一契約ごとに</p></td><td></td><td></td></tr> <tr> <th>基本使用料</th><th>項目</th><th>料金額</th></tr> <tr> <td>SIMカード、無線機器</td><td>通常プラン</td><td>月額2,980円</td></tr> <tr> <td>貸出費含む</td><td>旧WiMAX移行メニュー</td><td>月額2,030円</td></tr> <tr> <td></td><td>大阪スタートプラン</td><td>月額2,980円</td></tr> </tbody></table>	<p>2 料金額</p> <p>一契約ごとに</p>			基本使用料	項目	料金額	SIMカード、無線機器	通常プラン	月額2,980円	貸出費含む	旧WiMAX移行メニュー	月額2,030円		大阪スタートプラン	月額2,980円
<p>2 料金額</p> <p>一契約ごとに</p>																
基本使用料	項目	料金額														
SIMカード、無線機器	通常プラン	月額2,980円														
貸出費含む	旧WiMAX移行メニュー	月額2,030円														
	大阪スタートプラン	月額2,980円														

3 付加機能使用料
(1)適用
付加機能使用料の適用については、第43条(料金の適用)に定めるところによります。この場合において、同条により支払いを要する料金額は、(3)料金額の規定の額とします。

<p>(2)付加機能の種類</p>		
種類		提供条件
電子メール機能	電子メール(メールのアドレス(以下「メールアドレス」といいます。))を使用してLTE無線通信サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができる機能をいいます	当社、Baycom ケーブルインターネット契約約款に準ずる
メールウイルスチェック機能	LTE無線通信サービス取扱所に設置するメール蓄積装置に蓄積又は、蓄積装置以外のメールアドレスに向け送信される電子メールにコンピュータウイルスが添付されていると当社が確認した場合、そのウイルスの除去や、電子メールを削除することができる機能をいいます	
迷惑メールチェック機能	LTE無線通信サービス取扱所に設置するメール蓄積装置に蓄積される電子メールが契約者の受信を意図しない、もしくは受信を希望しない内容であると、当社が統計的かつ機械的に判定した場合、電子メールの件名に迷惑メールである旨の特定の文字列を挿入する機能をいいます	

※旧WiMAX移行メニュー利用者のみ

※上記付加機能のうち、当社ホームページ上で契約者により電子的手段で機能設定を行うことができるものについて、当社より契約者に発行する基本ID及び基本パスワードにより、その行為が契約者による真実な手続きであると確認を行うものとします。

<p>(3)料金額</p>		
項目	料金額	備考
メールアドレス追加	月額210円	1メールアドレス追加ごとに

※旧WiMAX移行メニュー利用者のみ

<p>第2 手続きに関する料金</p>		
区分	単位	料金額
新規加入手数料	初回登録時のみ	2,160円
無線機器機種変更手数料	無線機器の機種を変更する際、支払を要する料金	1,620円/1台 1回につき
休止料	LTE無線通信サービスの利用を休止するときに支払を要する料金	月額750円/1回線につき
違約金	利用開始日より6ヶ月以内で契約を解除するときに支払を要する料金	月額利用料×残余期間 <p>※残余期間とは、最低利用期間より暦月を経過した月数を差し引いた月数を指します</p>
弁済金	無線機器(SIMカード含む)SIMカードのみ	20,520円/1台につき <p>3,240円/1回線につき</p>

(注)料金表金額には消費税等相当額を含みます。

附則
(実施期日)
1 この料金表は2017年3月1日より実施します。(一部改訂)
(基本使用料の項目移行に関する経過措置)
2 当社からの通知をもって料金表第1表第1の項目のうち、大阪スタートプランの契約者は、通常プランに自動移行します。

Baycom LTE無線通信サービス契約約款

株式会社ベイ・コミュニケーションズ

第1章 総則
第1条(約款の適用)
当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます。)の規定に基づきこのLTE無線通信サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりBaycom LTE無線通信サービス(以下「LTE無線通信サービス」といいます。)としてBaycom LTEを提供します。
第2条(約款の変更)
当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
第3条(用語の定義)
約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	事業法第9条の登録を受けた者、又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 LTE無線通信サービス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下、同じとします。)
6 LTE無線通信サービス	LTE無線通信サービス網を使用して行う電気通信サービス
7 LTE無線通信サービス取扱所	1LTE無線通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 <p>2当社の委託によりLTE無線通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所</p>
8 契約	当社からLTE無線通信サービスの提供を受けるための契約
9 契約者	当社と契約を締結している者
10 無線機器	LTE無線通信サービスに係る契約に基づいて陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
11 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
12 契約者回線	当社との契約に基づいて、当社の無線基地局設備と無線機器との間に設定される電気通信回線
13 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
14 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則((平成16年1月26日)総務省令第15号、以下「技術基準適合認定規則」といいます。)第3条で定める種類の端末設備の機器
15 自営電気通信設備	電気通信回線を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 契約者識別番号	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
17 SIMカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、LTE無線通信サービスの提供を受けるために、当社が契約者に貸与するもの
18 認証情報	LTE無線通信サービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、端末設備又は自営電気通信設備の認証に使用するもの
19 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
20 技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
21 消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約
第4条(LTE無線通信サービスの種類等)
契約には、別に定める料金表に規定する品目があります。
2 前項の請求の方法及びその承諾については、第6条(契約申込みの方法)及び第7条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
第5条(契約の単位)
当社は、契約者回線一回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき一人に限ります。
第6条(契約申込みの方法)
契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をLTE無線通信サービス取扱所に提出していただきます。

(1)料金表に定めるLTE無線通信サービスの品目
(2)その他LTE無線通信サービスの内容を特定するために必要な事項
第7条(契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更する場合があります。この場合、当社は申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
2 当社は、前項の規定にかかわらず、LTE無線通信サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。
(1)LTE無線通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
(2)契約の申込みをした者がLTE無線通信サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあることと認められる相当の理由があるとき。
(3)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
(4)契約者である個人が未成年であり、親権者の同意が得られないとき。
(5)契約者である個人が成年被後見人、または被保佐人であり、それぞれ成年被後見人、または保佐人の同意が得られないとき。
第8条(契約申込みの撤回等)
契約者は、加入申込み当日から、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回(以下「初期契約解除」という)を行うことができます。
2 初期契約解除は、契約者が前項の文書を送ったときにその効力を生じます。
3 初期契約解除の場合、契約者は当該サービスの利用料、および手数料を支払うものとします。
4 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者は無線機器、および当社より貸与または提供されたその他の機器を申込みの撤回後1ヶ月以内に当社に返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は当社に対し別に定める料金表により、弁済金を支払うものとします。
5 初期契約解除の場合、当社は前2項に定める費用の範囲内で撤去工事並びに機器の回収を行います。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
第9条(最低利用期間)
LTE無線通信サービスの最低利用期間は課金開始日より6ヶ月間とします。なお、最低利用期間内に契約が解除された場合は、料金表に定める違約金(消費税等相当額を含む)を一括して支払うものとします。
第10条(契約の成立)
契約は、契約の申込みをした者に対して当社が認証情報を発行したときに成立するものとし、
第11条(利用開始日)
当社より申込者に対して発送する無線機器を受け取った日をLTE無線通信サービスの利用開始日とするものと

します。

第12条(LTE無線通信サービスの利用休止)
契約者は、当社が提供するLTE無線通信サービスを一時的に休止しようとする場合は当社が別に定める一定期間内において、LTE無線通信サービスの休止ができるものとします。
2 LTE無線通信サービスを休止する場合、無線機器登録料の払い戻しはいたしません。
3 LTE無線通信サービスを休止する場合、契約者は第45条(手続きに関する料金の支払義務)の規定による料金を支払うものとします。
4 利用休止の期間は、休止開始の日から起算して6ヶ月を限度とします。
5 休止後、LTE無線通信サービスの休止再開をする場合は、契約者は当社にその旨を申出るものとします。
第13条(契約者の氏名等の変更の届出)
契約者は、契約者連絡先(氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号をいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかにLTE無線通信サービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。
2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3 契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものと見て扱うことに同意していただきます。
4 契約者が事実上反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、契約者連絡先が事実上反しているものと判断したときは、この約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。
第14条(譲渡・貸与の禁止)
契約者が契約に基づいてLTE無線通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡又は貸与することができません。
第15条(契約者の地位の承継)
相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、LTE無線通信サービス取扱所に届け出いただきます。
2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。
4 契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第13条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第16条(契約者が行う契約の解除)
契約者は、契約を解除しようとする場合は、契約の解除を希望する日の10日前までに当社が別に定めるLTE無線通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
2 前項による契約解除の場合、当社より貸与した無線機器を当社の指定する方法により、速やかに返却いただきます。
第17条(当社が行う契約の解除)
当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
(1)料金その他の債務について、支払を2ヶ月以上遅延したとき。(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
(2)契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実に関する記載を行ったこと等が判明したとき。
(3)第56条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
(4)事業法又は電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号、以下「事業法施行規則」といいます。)に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
(5)事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備の接続を廃止しないとき。
(6)前各号のほか、この約款に違反する行為、LTE無線通信サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいすれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
(7)当社又は契約者の責めに帰すべきからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難なLTE無線通信サービスの継続ができないとき。

2 当社は、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
第18条(契約者識別番号)
LTE無線通信サービスの契約者識別番号は、一回線ごとに当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、LTE無線通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
3 前項の規定により、LTE無線通信サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。
第19条(SIMカードの貸与)
当社は、契約者に対し、SIMカードを貸与します。この場合において、貸与するSIMカードの数は、LTE無線通信サービス―契約につき一つとします。
2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。
第20条(契約者識別番号その他の情報の登録)
当社は、次の場合に、当社の貸与するSIMカードに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。
(1)SIMカードを貸与するとき。
(2)前号に掲げる場合のほか、当社のSIMカードの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録を要する請求があったとき。
2 当社は、前項の規定によるほか、第18条(契約者識別番号)第2項又は第52条(設備の修理又は復旧)第2項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録を行います。
第21条(SIMカードの情報消去及び返還)
当社は、次の場合には、当社の貸与するSIMカードに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。
(1)そのSIMカードの貸与に係るLTE無線通信サービスに係る契約の解除があったとき。
(2)前号に掲げる場合のほか、SIMカードを利用しなくなったとき。
2 当社のSIMカードの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのSIMカードを当社が別に定める方法により、当社が指定するLTE無線通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
3 前項の規定によるほか、第19条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がSIMカードの変更を行った場合、契約者は、変更前のSIMカードを返還するものとします。
第22条(SIMカードの管理責任)

SIMカードの貸与を受けている契約者は、そのSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、故意又は過失により貸与したSIMカードを毀損又は滅失したときは、契約者は別に定める料金表によりSIMカードの弁済金を当社に支払うものとします。
2 SIMカードの貸与を受けている契約者は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
3 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、SIMカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第23章 (暗証番号)

契約者は、当社が別に定める方法により、SIMカードに暗証番号（そのSIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのSIMカードの貸与を受けている契約者以外の方が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

2 契約者は、SIMカードの暗証番号を、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

第24条 (無線機器の貸与)

当社は、別に定める料金表により無線機器を提供します。

2 当社が認める場合を除き、契約者は提供した無線機器の交換を請求できないものとします。

3 前項の場合、契約者は無線機器を本来の用法に従いかつ善良な管理者の注意を持って使用するものとし、故意又は過失により貸与した無線機器を毀損又は滅失したときは、契約者は別に定める料金表により無線機器の弁済金を当社に支払うものとします。

4 契約者は、契約が解除されたときは貸与した無線機器を1ヶ月以内に当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別に定める料金表により無線機器の弁済金を当社に支払うものとします。

第25条 (無線機器の運用)

当社は、安定したサービスの提供又は保守のため当社が必要と認めた場合、無線機器に対し必要なデータの更新等を行うことがあります。

2 契約者は、前項の更新を承諾するものとします。

第3章 付加機能

第26条 (付加機能の提供等)

当社は、契約者に料金表に定める付加機能を提供します。契約者は、付加機能の契約をしようとするときは、事前に書面もしくは当社所定の電子的手段にてLTE無線通信サービス取扱所に通知していただきます。この場合、当社は第7条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

2 前項の付加機能を提供する場合、当社は必要に応じて付加機能に要する機器等の提供を行うことがあります。この場合、第28条（自営端末設備の接続）の規定を準用します。

第27条 (付加機能の変更・解除)

契約者は、付加機能の契約の変更又は解除をしようとするときは、事前に書面もしくは当社所定の電子的手段にてLTE無線通信サービス取扱所に通知していただきます。

2 当社は契約が解除されたときは、付加機能の契約も解除します。

第4章 自営端末設備又は自営電気通信設備の接続等

第1節 自営端末設備の接続等

第28条 (自営端末設備の接続)

契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及びLTE無線通信サービスの契約者回線に接続することができるもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるLTE無線通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が別記3に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないとき。

(2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(1) 技術基準適合認定規則様式第7号又は様式第14号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。

(2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その自営端末設備を変更したとき及びその場合、前4項の規定に準じて取り扱います。

第29条 (自営端末設備の認証情報の登録等)

当社は、当社が必要と認める場合において、その自営端末設備（無線機器に限ります。）の認証情報その他の情報の登録、変更又は消去（以下「認証情報の登録等」といいます。）を行います。

第30条 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)

当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 契約者は、第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第31条 (自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（無線機器に限ります。以下この条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 契約者は、前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第32条 (自営端末設備の電波法に基づく取扱い)

前条に規定する検査のほか、自営端末設備（無線機器に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第2節 自営電気通信設備の接続等

第33条 (自営電気通信設備の接続)

契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及びLTE無線通信サービスの契約者回線に接続することができるもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるLTE無線通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しないときを除き、その請求を承諾します。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときはを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その自営電気通信設備を変更したとき及びその場合、前4項の規定に準じて取り扱います。

第34条 (自営電気通信設備の認証情報の登録等)

自営電気通信設備（無線機器に限ります。）の認証情報の登録等については、第29条（自営端末設備の認証情報の登録等）の規定に準ずるものとします。

第35条 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第30条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準ずるものとします。

第36条 (自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

自営電気通信設備（無線機器に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第31条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

第37条 (自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

自営電気通信設備（無線機器に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第32条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

第5章 提供中止及び提供停止

第38条 (提供中止)

当社は、次の場合には、LTE無線通信サービスの提供を中止することがあります。

- 1)当社の電気通信設備の保守上又は工事實上やむを得ないとき。
- 2)第42条（提供の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する提供について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めることによりその付加機能の提供を中止することがあります。
- 3 前2項の規定によりLTE無線通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第39条 (提供停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（LTE無線通信サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのLTE無線通信サービスの提供を停止することがあります。

(1) 料金のその他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）

(2) 契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 第13条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) 契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のLTE無線通信サービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務を要するもの）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5) 契約者がそのLTE無線通信サービス又は当社と契約を締結している他のLTE無線通信サービスの利用において第56条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(6) 契約者回線（自営端末設備又は自営電気通信設備）当社の承諾を得ず接続したとき。

(7) 第30条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）又は第35条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又は、その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

(8) 第31条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）、第32条（自営端末設備の電波法に基づく検査）、第36条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第37条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定によりLTE無線通信サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間をその契約者に通知します。ただし、前項第5号の規定により、提供停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第6章 通信

第40条 (インターネット接続サービスの利用)

契約者は、インターネット接続サービス（LTE無線通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第41条 (通信の条件)

当社は、LTE無線通信サービスを利用できる区域について、別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に行うことができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの上、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 LTE無線通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

3 LTE無線通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

4 当社は、一つの無線機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部もしくは一部を破棄します。

5 電波状況等により、LTE無線通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第42条 (提供の制限)

当社は、通信が著しくかくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることができます。

2 当社が請求した次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定められたものとします。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機 関 名	
気象機関	水防機関
消防機関	災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関	防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関	輸送の確保に直接関係がある機関
通信業務の提供に直接関係がある機関	電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関	水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関	別記2の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関	国又は地方公共団体の機関

3 通信が著しくかくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

4 当社は、LTE無線通信サービスの運用及び品質の維持に必要であると判断した場合、所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限することができます。

5 無線区間（契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。）における通信については、AXGP方式によりセキュリティを確保いたしますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。

6 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、無線基地局設備の点検又は全部もしくは一部を移設、増設もしくは滅設（以下「移設等」といいます。）することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

7 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検又は移設等を行うときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 料金等

第43条 (料金の適用)

当社が提供するLTE無線通信サービスの料金は、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2に掲げる料金表をいいます。以下同じとします。）に定めるところによりします。

2 料金の支払方法は当社が別に定めるところによります。

第44条 (基本使用料の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した翌日又は付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能の契約の解除があった日までの期間（提供を開始した日と解除があった日と同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1に規定する基本使用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりLTE無線通信サービスを利用することができない状態が生じ

たときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき

イ 提供停止があったとき

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、第53条（責任の制限）に定める場合を除き、LTE無線通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

第45条 (手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、LTE無線通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還するものとします。

第46条 (料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第47条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2割に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第48条 (遅延利息)

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）にして支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5％の割合で計算して得た延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第49条 (当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第50条 (契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備（無線機器に限ります。）又は自営電気通信設備（無線機器に限ります。）、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

第51条 (契約者の切分け責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあつたときは、契約者通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるLTE無線通信サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求による当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあつたときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。

第52条 (通信の修理又は復旧)

当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、速やかに全部を修理し、又は復旧することができなときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、その契約者識別番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償等

第53条 (責任の制限)

当社は、LTE無線通信サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのLTE無線通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態にあることを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数に利用料金の月額額の30分の1を乗じて得た額を利用料金から差し引きます。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとする。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりLTE無線通信サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4 当社は、当社が提供するサービス内容、また契約者がサービス利用において得る情報など（コンピュータプログラム、メールなど）についてその正確性、完全性又は有用性などの保証はいたしません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るもの（起因して生じた損害などについて）当社は一切責任を負いません。

5 当社は、契約者がサービス利用に関して、他の契約者又は第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。

第54条 (免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるLTE無線通信サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 LTE無線通信サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供もしくは収集された契約者の情報の消失その他サービスに関連して発生した契約者の損害について、当社は本規定に定める以外は一切の責任を負わないものとします。

4 インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準、ならびにネットワーク、ソフトウェア自体の高度な複雑さに照らして、当社が提供する本サービスについて取敢のないことを保証することができないこととします。この件について契約者はあらかじめ了承し、当社は免責されるものとします。

5 当社は第42条（提供の制限）をもとに提供制限を実施した場合、利用できなかった期間の損害については、一切責任を負わないものとします。

第10章 雑則

第55条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第56条 (利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

端末設備（自営端末設備にあっては、無線機器に限ります。）又は自営電気通信設備（無線機器に限ります。）を取

り又はし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線索その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

2 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

3 当社が端末設備又は自営電気通信設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。

4 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、もしくは他人の利益を害する態様でLTE無線通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。

5 位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができきる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

6 契約者は、LTE無線通信サービスを利用するにあつて、以下の各号の内容に該当する行為をしなげものとします。

(1) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信、掲載する行為

(2) 第三者又は当社の著作権、その他知的財産権を侵害する行為

(3) 第三者の財産、個人情報、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為

(4) 第三者又は当社の情報を改ざん、消去する行為

(5) 第三者の同意を得ることなく、又は不当な手段により第三者の個人情報、プライバシー情報、公開されていない情報を収集する行為

(6) 第三者又は当社を誹謗中傷し、名誉、信用をき損する行為

(7) 第三者又は当社に成りすましてサービスを利用する行為

(8) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為

(9) 大量のメールを送信する行為及び当該依頼に応じて転送する行為、大量、少量を問わず第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等のメールを送信する行為、嫌悪感を感じる電子メールを送信する行為

(10) 第三者又は当社の設備などに無権限でアクセスする行為並びに設備の運営を妨げる行為

(11) 法令もしくは公序良俗に違反し、第三者に不快感や不利益を与える行為

(12) 詐欺等他の犯罪行為及びそれら結びつく行為

(13) 無限連鎖講（いわゆるネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

(14) 事実を反する情報を送信、掲載する行為

(15) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為

(16) 約款に違反する行為その他インターネットの運営を妨げるすべての行為

(17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に